

# あびこエコ農産物認証要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境への負荷を軽減し、資源循環型の農業を進めていくために、特別栽培農産物などの環境にやさしい農産物栽培を推奨、支援することを目的とした、我孫子市独自のエコ農産物認証に関し必要な事項を定めるものとする。この要綱で定める認証に該当する農産物を「あびこエコ農産物」とする。

## (あびこエコ農産物の定義)

第2条 この要綱において、あびこエコ農産物とは、次の各号のいずれかに該当し、化学合成農薬と化学肥料を千葉県慣行栽培基準の20%以上削減していることが確認できる農産物をいう。

- (1) 別に定めるあびこエコ農産物認証独自の栽培基準に基づき認証を受けた農産物
- (2) 日本農林規格等に関する法律（JAS法）（昭和25年5月11日号外法律第175号）に基づき有機JAS規格に適合した生産が行われていることを、農林水産省の認証を受けた第三者機関（登録認証機関）が検査し、認証された農産物
- (3) 千葉県知事が「ちばエコ農業」推進要綱に基づき認証した「ちばエコ農産物」
- (4) 千葉県知事が「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」（エコファーマー）の認定を行った対象農作物
- (5) JAグループ千葉に登録された「もっと安心農産物」
- (6) 農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき栽培された特別栽培農産物

## (認証対象者)

第3条 認証を受けることができる者は、第2条に該当する農産物の生産者のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも備えたものとする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有すること。
- (2) 生産年から起算して3年以上継続してあびこエコ農産物を栽培しようとしていること。
- (3) 販売を目的として、あびこエコ農産物を生産しようとしていること。

## (審査会の設置)

第4条 認証及び確認を行うための「あびこエコ農産物」審査会（以下「審査会」という。）を農政課内に設置する。

2 審査会の設置並びに運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(栽培計画の登録)

第5条 あびこエコ農産物認証を受けようとする生産者は、農産物の栽培等を開始する前に、栽培計画申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査会による審査を経て、適当と認めるときは、栽培計画の登録を行い、生産者にその旨通知するものとする。

(認証の申請)

第6条 第5条第2項による通知を受けた生産者は、認証に係る農産物の出荷を開始する前に、市が交付する栽培日誌（以下、「栽培日誌」とする）を市長に提出しなければならない。

(あびこエコ農産物の認証)

第7条 市長は、前条の規定による栽培日誌の提出があった場合において、審査会の審査を経て、次に掲げる要件の全てに該当していると認めるときは、あびこエコ農産物として認証するものとする。

- (1) 第2条(1)の認証区分の場合、栽培日誌の内容に不備なく、あびこエコ農産物の基準に該当していること。
- (2) 第2条(2)から(6)の認証区分の場合、栽培日誌の内容に不備なく、それぞれの認証区分の基準に満たしていることがわかる書類の写しが提出されていること。
- (3) 栽培日誌の情報を公表することができること。
- (4) 栽培ほ場が明確に区分できること。
- (5) 農業生産に使用したプラスチックが適正に処理されていること。

2 市長は、前項の規定により認証したときは、生産者にその旨通知するものとする。

(表示及び認証マークの使用)

第8条 第7条第2項の規定により通知を受けた生産者は、あびこエコ農産物の出荷又は販売に当たり、生産者が別に定める基準を順守し、表示を行うことができる。

2 第7条第2項により通知を受けた生産者は、認証申請の内容に応じて認証シールを受けることができる。

3 前項により受けた認証シールが不足し、追加交付を希望するときは、追加交付申請書を市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第9条 前条に規定する生産者は、年度毎に実績報告書を市長に提出しなければならない。

(認証内容の公表)

第10条 市長は、認証した内容について情報公開の申請があったとき、我孫子市情報公開条例の規定により、申請者に対して当該情報を公表する。

(認証を取得する生産者の遵守事項)

第11条 生産者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) あびこエコ農産物の適正な栽培、出荷、販売及び品質管理に努めるとともに、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。
- (2) 消費者及び取引業者等に対して誤解を与えることのないよう表示及び認証マークの使用及び管理を適正に行うこと。
- (3) あびこエコ農産物の生産及び出荷に関する情報を必要に応じて公表し、消費者及び取引業者等からの照会に対して、説明責任を果たすこと。
- (4) 市長が行う現地調査について、円滑に進むよう協力するとともに、その指示に従うこと。

2 生産者は、他の機関等から農薬の残留等について不適切な事実を指摘された場合には、直ちに事実関係の調査確認及び原因の究明を行い、結果を市長に報告しなければならない。

3 生産者は、あびこエコ農産物に係る事故又は苦情等が発生した場合及び第13条の規定による認証の取消し等によって損失が生じた場合は、自らの責任において対処しなければならない。

(認証の有効期間)

第12条 認証の有効期間は、第7条第2項による通知の日から当該農産物の販売を終了する日までとする。

(認証の取消し等)

第13条 市長は、認証を取得した生産者から認証取消申請書が提出され、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査会による審査を経て、認証を取り消すものとし、その内容を公表するものとする。

- (1) 第7条に規定する認証要件に適合しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により認証を受けた場合
- (3) 残留農薬調査の結果により、栽培履歴に記入されていない農薬の成分が検出された場合又は食品衛生法(昭和22年法律第233号)の食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)若しくは農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬登録保留基準を超える化学合成農薬の分量が検出された場合
- (4) その他市長が特に認証を取り消すことが必要と認めた場合

- 2 認証取消申請書を提出した生産者は、当該農産物の認証による出荷及び販売を直ちに中止する。
- 3 市長は、第1項の規定により認証を取り消したときは、生産者に故意又は重大な過失がないと認められる場合を除いて、翌年から起算して3年間は、生産者に対して認証を行わないものとする。

(現地調査)

第14条 市長は、必要と認めるときは、現地調査を行い、生産者に改善その他の措置を講じるよう指示することができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。